3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注 利用者の数が利用定員を超える場合	注 または 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 感染症又は災害の影響により利用定員を満たすことが困難な状況が一定期間継続する場合	注 8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	注 サービス提供体制強化加算(Ⅲ)を算定している場合	注 入浴介助加算(Ⅰ)	注 入浴介助加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	注 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	注 多様な職種による機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅰ)	注 個別機能訓練加算(Ⅱ)	注 ADL維持等加算(Ⅰ)	注 ADL維持等加算(Ⅱ)	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養アセスメント加算	注 栄養改善加算	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	注 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	注 口腔機能向上加算(Ⅰ)	注 口腔機能向上加算(Ⅱ)	注 科学的介護推進体制加算	注 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	(　242　単位)	×70/100	×70/100	×63/100	+3/100	8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合 8時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位	+5/100	1月につき +40単位	1月につき +5単位	5月につき +100単位 (月1回に限度)	1月につき +200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき +100単位	1日につき +27単位	1月につき +20単位	1月につき +30単位	1月につき +60単位	1日につき +60単位	1月につき +5単位	1回につき +20単位 (月2回を限度)	1回につき +50単位 (6月に1回を限度)	1回につき +150単位 (月2回を限度)	5回につき +100単位 (月2回を限度)	1月につき +40単位	1日につき −94単位	片道につき −47単位
			要介護2	(　286　単位)																								
			要介護3	(　352　単位)																								
			要介護4	(　397　単位)																								
			要介護5	(　441　単位)																								
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	(　363　単位)																								
			要介護2	(　429　単位)																								
			要介護3	(　561　単位)																								
			要介護4	(　627　単位)																								
			要介護5	(　693　単位)																								
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	(　558　単位)																								
			要介護2	(　659　単位)																								
			要介護3	(　862　単位)																								
			要介護4	(　963　単位)																								
			要介護5	(　1,065　単位)																								
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	(　678　単位)																								
			要介護2	(　802　単位)																								
			要介護3	(　1,048　単位)																								
			要介護4	(　1,172　単位)																								
			要介護5	(　1,296　単位)																								
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	(　792　単位)																								
			要介護2	(　936　単位)																								
			要介護3	(　1,223　単位)																								
			要介護4	(　1,367　単位)																								
			要介護5	(　1,512　単位)																								
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	(　1,084　単位)																								
			要介護2	(　1,195　単位)																								
			要介護3	(　1,436　単位)																								
			要介護4	(　1,569　単位)																								
			要介護5	(　1,669　単位)																								
	(2) 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	(　492　単位)			×63/100		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																			
			要介護2	(　549　単位)																								
			要介護3	(　688　単位)																								
			要介護4	(　828　単位)																								
			要介護5	(　887　単位)																								
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	(　614　単位)																								
			要介護2	(　663　単位)																								
			要介護3	(　817　単位)																								
			要介護4	(　868　単位)																								
			要介護5	(　919　単位)																								
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	(　769　単位)																								
			要介護2	(　852　単位)																								
			要介護3	(　934　単位)																								
			要介護4	(　1,014　単位)																								
			要介護5	(　1,097　単位)																								
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	(　783　単位)																								
			要介護2	(　874　単位)																								
			要介護3	(　959　単位)																								
			要介護4	(　1,045　単位)																								
			要介護5	(　1,131　単位)																								
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	(　882　単位)																								
			要介護2	(　987　単位)																								
			要介護3	(　1,084　単位)																								
			要介護4	(　1,181　単位)																								
			要介護5	(　1,278　単位)																								
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	(　920　単位)																								
			要介護2	(　1,014　単位)																								
			要介護3	(　1,218　単位)																								
			要介護4	(　1,319　単位)																								
			要介護5	(　1,418　単位)																								
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅲ)	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1	(　206　単位)			×63/100		9時間以上10時間未満の場合 +50単位 10時間以上11時間未満の場合 +100単位 11時間以上12時間未満の場合 +150単位 12時間以上13時間未満の場合 +200単位 13時間以上14時間未満の場合 +250単位																			
			要介護2	(　219　単位)																								
			要介護3	(　245　単位)																								
			要介護4	(　284　単位)																								
			要介護5	(　304　単位)																								
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1	(　273　単位)																								
			要介護2	(　293　単位)																								
			要介護3	(　293　単位)																								
			要介護4	(　366　単位)																								
			要介護5	(　318　単位)																								
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1	(　444　単位)																								
			要介護2	(　529　単位)																								
			要介護3	(　615　単位)																								
			要介護4	(　702　単位)																								
			要介護5	(　789　単位)																								
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1	(　456　単位)																								
			要介護2	(　571　単位)																								
			要介護3	(　459　単位)																								
			要介護4	(　575　単位)																								
			要介護5	(　691　単位)																								
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1	(　522　単位)																								
			要介護2	(　541　単位)																								
			要介護3	(　559　単位)																								
			要介護4	(　577　単位)																								
			要介護5	(　597　単位)																								
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1	(　539　単位)																								
			要介護2	(　558　単位)																								
			要介護3	(　577　単位)																								
			要介護4	(　596　単位)																								
			要介護5	(　617　単位)																								

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 22単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 18単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×104／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×76／1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき ＋所定単位×42／1000)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき ＋(3)の90／100)	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき ＋(3)の80／100)	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき ＋所定単位×31／1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき ＋所定単位×24／1000)	

：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「看護師・介護職員等が居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和6年3月31日まで算定可能。

注 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型通所介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の1に相当する単位数を算定する。